三田市告示第２０２ 号

市道路線の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条の規定に基づき、次の市道路線の区域の変更及び供用開始を令和８年１０月１４日より行う。

その関係図書は、この告示の日から２週間、三田市都市整備部管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年１０月１４日

三田市長　田村　克也

路線番号	路　線　名	路線の起点 路線の終点	延長（m）	最大幅員（m） 最小幅員（m）	前 後	図面番号
2097	寺ノ坪榎下線	三田市駅前町５３８番１地先 三田市中町５２７番３地先	343.54	8.31 3.20	前	1
		三田市駅前町５３８番１地先 三田市中町５２７番３地先	343.54	8.31 3.20	後	

市道区域変更・供用開始
【図面番号１】

